

県政協議会

平成二十九年八月二十一日(月)

午前十時

一、平成二十九年八月補正予算(案)の概要について

二、その他

二 補正予算(案)の内容

今回の補正予算(案)は、7月22日からの大雨等による被害対策として緊急を要する事業について計上した。

I 被災者への支援

1 生活再建支援

(1) 災害り災者見舞金 133,400

災害により被害を受けた世帯に対して見舞金を支給する。

- ・支給額 住家が全壊した世帯 1世帯 60万円
- 住家が半壊した世帯 1世帯 20万円
- 住家が床上浸水した世帯 1世帯 20万円

(2) 災害援護資金の貸付 122,100

住家の全壊、半壊及び家財の1/3以上の被害があった被災者に対して生活再建のための資金を貸与する。

① 災害援護資金貸付金

災害援護資金貸与を行う市町村に対し、その原資を貸し付ける。

融 資 枠	1億2,210万円	償還期間	10年(据置3年含む)
貸付限度額	350万円		
負担割合	国2/3 県1/3		
使 途	生活再建費用		
融 資 利 率	無利子(貸付金利3.0%-利子補給3.0%)		
貸付期間	平成29年9月~平成30年3月		

② 災害援護資金貸付金利子補給事業<債務負担行為> (7,546)

被災者の負担を軽減するため、利子補給を行う。

- ・利子補給 3.0%(貸付金利3.0%-利子補給3.0%=無利子)
- ・設定期間 平成32~39年度
- ・負担割合 県1/2(1.5%)、市町村1/2(1.5%)

(3) あきた安全安心住まい推進事業(住宅リフォーム推進<一般分>) 24,000

被災住宅の復旧を支援するため、補助戸数を拡大する。

- ・補助内容 7月豪雨で被災した住宅に係るリフォーム工事で、県内に本店を置く建設業者等が施工するもの(工事費50万円以上)
- ・補助戸数 200戸
- ・補助率 補助対象工事費の10%、限度額12万円

2 農林水産業関係

(1) 農業経営等復旧・再開支援対策事業 84,264

農業経営等の早期再建を支援するため、被害を受けた農地や生産施設等の復旧及び再生産に向けた取組に対し助成する。

① 農業経営等復旧支援事業 67,932 千円

農地や施設等、経営基盤の速やかな復旧を支援する。

・補助対象 農地・施設等の復旧費、農作物の病害虫防除費、
家畜衛生対策費

・補助率 県 1/3

② 農業経営等再開支援事業 16,332 千円

再生産に向けた取組を支援する。

・補助対象 園芸作物の種苗購入費、比内地鶏の素雛購入費、
内水面養殖業の稚魚の購入費 等

・補助率 県 2/3

<債務負担行為>

○ 農業経営等再開支援事業 (67,239)

平成 30 年度における種子等の購入費用を助成する。

・補助対象 水稻・大豆の種子購入費、園芸作物の種苗・資材購入費

・補助率 水稻・大豆の種子購入費 県 1/3

園芸作物の種苗・資材購入費 県 2/3

・設定期間 平成 30 年度

(2) 農業・漁業経営フォローアップ資金預託金貸付事業（拡充） 200,623

農業者の経営維持を図るため、融資枠を増額するとともに、利子補給を行う。

① 貸付金（豪雨災害分） 200,000 千円

融資枠	6 億円	償還期間	10年（据置 3 年含む）
貸付限度額	原則として個人 500 万円、法人 2,500 万円		
対象	市町村長が被害認定した農業者（法人等を含む）		
使途	経営再建及び生産施設等の復旧費用等		
融資利率	無利子（貸付金利 1.00% - 利子補給 1.00%）		
貸付期間	平成 29 年 9 月～平成 30 年 3 月		

② 利子補給金（豪雨災害分） 623 千円

被害を受けた農業者の負担を軽減するため、利子補給を行う。

・利子補給 1.00%（貸付金利 1.00% - 利子補給 1.00% = 無利子）

・負担割合 県 1/2（0.5%）、市町村 1/4（0.25%）、融資機関 1/4（0.25%）

<債務負担行為>

○ 利子補給 (18,500)

・設定期間 平成 30～39 年度

II 災害復旧対策

(1) 災害復旧対策事業 14,880,744

①国庫補助事業 12,321,234

被害を受けた土木施設、農業用施設の復旧を行う。

- ・ 現年発生土木災害復旧事業 9,088,504 千円
- ・ 農業用施設災害復旧事業 1,999,000 千円
- ・ 農地災害復旧事業 530,000 千円
- ・ 林道施設災害復旧事業 394,000 千円
- ・ 災害関連緊急治山等事業 160,000 千円
- ・ 災害関連事業 149,730 千円

②県単独事業 2,559,510

被害を受けた土木施設等の復旧を行う。

- ・ 県単河川等環境維持修繕事業 611,910 千円
- ・ 県単道路補修事業 549,200 千円
- ・ 県単災害復旧事業 445,300 千円
- ・ 県単河川改良事業 295,000 千円
- ・ 県単道路維持修繕事業 250,900 千円
- ・ 県単治山事業 199,600 千円
- ・ 県単砂防事業 124,000 千円
- ・ 地方道路等整備事業 40,000 千円
- ・ 県単道路改築事業 23,000 千円
- ・ 県単空港施設整備事業 12,000 千円
- ・ 県単公園事業 8,600 千円

(2) 災害査定調査事業 836,000

被害を受けた道路や河川等の公共土木施設について、災害査定申請に必要な調査を行う。

(3) 農地・農業用施設小災害支援事業（制度拡充） 39,000

災害復旧事業の対象とならない小規模な災害復旧における農家負担の軽減を図るため、農家等への助成を行う市町村を支援する。

- ・ 補助対象 農地

④農業用施設

- ・ 補助率 県 1/3（ただし、市町村の補助率以内）